

令和 7 年度 「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」		9_その他
No.	件名・内容	回答
1	コンプライアンス研修の中身は市民に公開を (内容) コンプライアンス研修資料に関し、情報公開請求をしましたが、「研修講師から資料を非公開とする申出があった」ことを理由に、非公開の決定がなされました。 市長や教育長を含めた上尾市の職員がどのようなコンプライアンス研修やハラスメント防止研修を受けているのかについて、市民はその中身を知る権利があることは当然です。 今後、コンプライアンス研修やハラスメント防止研修を実施する際には、事前に講師に「研修終了後、請求があった場合は資料の中身を公開する」ことを前提としたうえで研修をおこなうようにすることを政策提言します。 【受付 No.】 7-2001 【受付日】 令和 7 年 4 月 1 4 日	今回のご提言に当たり、本市で研修実績がある 5 者に確認したところ、いずれの者も「研修資料の公開を前提とした場合は、講師の依頼は受けない」とのことでした。 研修資料について「公開」を条件とした場合、本市からの研修業務の受注者がいなくなる恐れがあり、今後の研修業務に著しい支障が生じることとなります。 そのため、現状、資料の公開を前提として研修を実施することは、困難な状況です。 (担当) 職員課 (電話) 048-775-5112
2	投票用紙の書き方に関する啓蒙について (内容) 令和 5 年 12 月 3 日執行の上尾市議会議員一般選挙に関する上告棄却及び上告受理申立不受理が決定されました。 投票用紙の数え方について、市ホームページに公開されています。投票の秘密の観点から、通常であれば他人の書いた投票用紙を見ることはできませんので、活きた教材として使うことができます。 投票用紙の書き方を習うことは、これまでなかったと思います。ぜひ、これを教材にしてください。 【受付 No.】 7-2009 【受付日】 令和 7 年 6 月 2 6 日	投票用紙の数え方につきましては、県や市の選挙管理委員会で実施している出前講座において、模擬投票を通じて有効・無効の判定を実際に体験していただいております。昨年も県と共同で市内高等学校の出前講座を実施したところです。 異議の申出に対する決定により公表した疑問票を直接選挙学習の教材として使用することは難しいことから、出前講座等では例示用の氏名に置き換えて使用してまいります。 また、県選挙管理委員会のホームページに「投票用紙の書き方の注意点」が掲載されておりますことから、当委員会のホームページに当該ページへのリンクを設置し、啓発してまいります。 (担当) 選挙管理委員会事務局 (電話) 048-775-9689

3	「政策提言をHPに掲載する際は、内容をできるだけ略さない」ことの政策提言 (内容) 市のホームページに掲載される政策提言の内容が、提言者の具体的な理由や方法が省略されてしまい、閲覧する市民に意図が伝わりません。一方、市側の回答内容については十分なスペースが確保されているように見えます。「公正な政治・公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実現！」が市長の公約であるため、市民の提言内容の掲載においても、公正・公平な行政を実現する観点で取り扱っていただきたいと思います。 【受付No.】 7-2011 【受付日】 令和7年6月30日	市ホームページで掲載している政策提言は、いただいた政策提言の内容を市民の皆さまに分かりやすく情報発信するため、要約して公開しています。 今後は、ご提言いただいた内容を踏まえ、市民の皆さまへより正確な情報をお届けするよう努めてまいります。 なお、市の回答内容につきましては、ご提言に対する回答として、必要な情報を記載しております。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
4	市長への提言に対する回答方法について (内容) 市長への政策提言に関しまして、現在は封書で回答されておりますが、封書の送付には送料や手間がかかるため、回答方法として封書とメールの選択制を導入されてはいかがでしょうか。 なお、選択制によって職員の負担が増加することは望んでおりませんので、負担軽減につながる場合に限りご検討いただきたいです。 【受付No.】 7-2017 【受付日】 令和7年7月18日	市長への政策提言につきましては、「市長への政策提言制度運用要領」に基づき、原則として市長名で作成した文書により回答しております。 この運用は、市から発出する文書には原則として公印を押印する必要があるためです。そのため、市長への政策提言に対する回答についても、公印を押印した文書を封書にてお送りしている状況です。 一方で、昨今のペーパーレス化の推進や行政サービスの効率化を図る必要性も認識しており、現在の運用方法の見直しにつきましては、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
5	市内の施設について (内容) 上尾市に10年以上住んでいるが、外部に誇れる特徴がないと感じます。市民プールの混雑は水上公園プールの閉鎖が影響していると思われ、人口や面積に見合った施設の充実が必要と考えます。娯楽施設が不足しており、映画館がないことに疑問を感じます。大規模なイベントの誘致などを通じて、上尾の魅力を積極的にアピールすべきです。	本市は通勤・通学における都心へのアクセスが良いことや、買い物や通院など日常生活での利便性が高いこと、自然災害に対する不安が少ないこと等により、便利で安心して暮らせるまちであることが魅力であると考えておりますが、ご指摘のとおり、本市には明確な特徴や強みが見えづらいという声があることは承知しております。 そのため、このたびご提言いただきました施設やイベントの充実につきましても、今後より一層本市の魅力を高めるための手法の一つとして、施策の参考とさ

		せていただきます。 なお、今回、例示をいただきました映画館につきましては、現在公設での設置は考えておらず、大型ショッピングセンターの設置に際して民間事業者による参入が検討されることもございますが、あくまで民間事業者の判断によるものであり、設置には至っていないのが現状となっております。 また、大規模なイベントにつきましては、あげお花火大会が一大イベントとなりますが、現在荒川堤防護岸工事の影響で休止しているため、再開に向けた調整を進めているところです。近年では、上尾駅前を会場として、市の新たな名物となる上尾串ぎょうぎフェスを開催しております。上尾市を魅力あるまちにするため、既存のイベントにとどまらず、新たな賑わいの創出に向けて取り組んでいるところです。 今後も市民の皆様のお声を活かしながら、新たな魅力づくりや情報発信に努め、多くの皆様に地域への愛着や誇りを感じていただけるよう、施策を進めてまいりたいと考えております。 (担当) 商工課 (電話) 048-777-4441 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
6	「市長の行動記録」公表に関する提言 (内容) (1) 現在市のHP上で公表されている「市長の行動記録」について、現行の「市長が市を代表して交際、交渉等を行った主な公務についてお知らせいたします」を「市長の行動について公表します」に書き換えることを提言します。 (2) その日の「市長の行動」の開始時刻についても、新たに欄を設け、時系列で掲載するようにします。 【提言の理由】 提言の(1)に関して 市長の行動記録や交際費の使途の公表は大変重要です。 現在HPに記載されている「市長が市を代表して交際、交渉等を行った主な公務についてお知らせいたします」という文言は、「上尾市交際費支出基準」の	(1) より適切な表現に向け、ご提案を踏まえ修正する方向で検討させていただきます。 (2) 「市長の日々の行動」を市民の皆様にお伝えすることを目的としており、時間まで示さなくてもその目的は十分に果たしているものと考えております。 引き続き、市政の適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第2条の文言から援用しているのは明白です。 しかしながら、公表されている「市長の行動記録」の月別一覧表には、必ずしも「市を代表して交際、交渉等を行った」とは言えない行動が含まれています（例：辞令交付や委員就任の委嘱式など多数）。その一方で、交際費を支出している行動（つまり、市を代表して交際、交渉等を行った公務）が「市長の行動」として記載されていない場合もあります（例：7月10日の「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度定期総会」など）。 そうした事実があることから、「市長の行動記録」は「市長の（主な）行動について公表します」と書き換えるのが最善であると考えます。 提言の（2）に関して 市長の各行動について、市民が時系列で理解することができるようにするため、開始時刻（およその時刻で可）の欄を新たに設けることを提言いたします。 【受付No.】 7－2029 【受付日】 令和7年8月29日	(担当) 秘書政策課（電話）048－775－3849
---	-----------------------------------